

第13 屋外消火栓設備

令第19条及び規則第22条の規定によるほか、次によること。

1 設置位置

令第19条第3項第1号及び第4号並びに規則第22条第1号及び第2号の規定によるほか、次によること。

- (1) 屋外消火栓は、原則として、建築物の出入口付近に設けること。◇
- (2) 同一敷地内に複数の棟がある場合又は令第19条第2項の規定により一の建築物とみなされた場合には、棟ごとに屋外消火栓を設けること。ただし、ホースが各棟の建築物内の各部分に延長できる場合には、この限りではない。

(2)平28・全部改正)

2 加圧送水装置の設置場所

規則第22条第9号に規定する加圧送水装置の設置場所は、第4 屋内消火栓設備3の規定を準用すること。

3 ポンプを用いる加圧送水装置等

規則第22条第10号ハの規定によるほか、第4 屋内消火栓設備4の規定を準用すること。

4 放水圧力が規定圧力を超えないための措置

規則第22条第1項第10号ニに規定される「放水圧力が0.6MPaを超えないための措置」は、第4 屋内消火栓設備6の規定を準用すること。

5 水源

令第19条第3項第2号の規定によるほか、第4 屋内消火栓設備7の規定を準用すること。

6 配管等 ◇

規則第22条第8号に規定する配管、管継手及び弁類（以下この第13において「配管等」という。）は、第4 屋内消火栓設備8（(2)、ケを除く。）の規定を準用するほか、次によること。

- (1) 主配管のうち、立上がり管の呼び径は、65A以上とすること。
- (2) 補助高架水槽により充水する場合は、次によること

ア 補助高架水槽から主管までの配管の呼び径は、50A以上とすること。

イ 補助高架水槽の有効水量は、0.5m³以上とすること。

(平28・全部改正)

7 非常電源、配線等

令第19条第3項第5号及び規則第22条第6号の規定によるほか、第4 屋内消火栓設備9の規定を準用すること。

8 耐震措置

第2章第2節 第13 屋外消火栓設備

規則第22条第12号に規定する耐震措置は、第4 屋内消火栓設備10の規定を準用すること。

9 屋外消火栓箱の構造

規則第22条第2号に規定される屋外消火栓箱（以下この第13において「屋外消火栓箱」という。）は、第4 屋内消火栓設備11、(1)、ア、(ア)から(カ)までの規定を準用するほか、次によること。

- (1) 雨水等が侵入しない構造のもので、かつ、通気口を設けたものであること。
- (2) 扉は、容易に全開することができる構造のものであること。

10 消火栓の構造 ◇

- (1) 屋外消火栓は、地盤面上に開閉弁及びホース接続口を設けた地上式とすること。
- (2) 屋外消火栓のホース接続口は、屋外消火栓箱の内部に格納すること。

11 屋外消火栓箱に格納するホース等 ◇

- (1) ホースは、前10、(2)のホース接続口に結合できる呼称で、長さ20m以上のものを2本以上設置すること。
- (2) ノズル及び管そうは、次によること。
 - ア ノズルは噴霧切替ノズル（直状放水又は霧状放水に切替えでき、かつ、放水を停止できるノズルをいう。）又はスムーズノズルとすること。
 - イ ノズルは認定評価品とし、スムーズノズルの口径は19mm以上とすること。
 - ウ 管そうは、認定評価品を1本以上設置すること。
- (3) 令第19条第3項第2号に規定される「有効に放水することができる」とは、当該ホースを展長させたものに放水距離（各設備の仕様によるもの。）を加えた範囲内に 当該規定で定められた放水範囲各部分が包含されることをいう。

((2)平28・一部改正)

12 標識等

- (1) 屋外消火栓箱の内部又はその直近の見やすい箇所に、屋外消火栓の使用方法を表示すること。 ◇
- (2) 「ホース格納箱」及び「消火栓」の表示は、熊本市火災予防規則別表第1によること。
- (3) 屋外消火栓の位置を明示する赤色の灯火を屋外消火栓箱の上部又は上端に設けること。 ◇
- (4) (3)の赤色の灯火及び規則第22条第3号に規定する表示灯（以下この第13において「表示灯」という。）の有効投影面積は、直径60mm以上又はこれに相当する面積以上とすること。 ◇
- (5) 前(3)の灯火が加圧送水装置の始動を点滅により表示できるものは、表示灯と兼ねることができる。 ◇

((3)～(5)平28・一部改正)

13 消防用ホース及び配管の摩擦損失計算

(1) 消防用ホースの摩擦損失計算は、次によること。

ア 呼称50のホースの摩擦損失水頭値は、ホース1mあたり、0.15mとすること。

イ 呼称65のホースの摩擦損失水頭値は、ホース1mあたり、0.04mとすること。

(2) 配管の摩擦損失計算は、第4 屋内消火栓設備12、(2)の規定を準用すること。